

## 第六回労働調査報告

三越呉服店洋服部技工、九十八名の罷工事件は、大正九年十二月十八日其端を開き、同廿一日技工全部の總解雇となりて、爭議状態に入り十年一月一日午前三時局を結べり。

三越呉服店は、丸の内別館の一隅なる家具職工が、家具工組合を組織して日本労働總同盟友愛會の一分子たる以外、労働組合に關係を有せず。労働組合も亦、三越呉服店従業員に、組織を與へんため努力せしことなし。尤も、今回の問題を惹起せし洋服部には、同志會と云ふ會合ありしも、こは親睦互助を意味して労働組合の性質を有せず、對抗運動の如きは彼等の夢寐だにも想起せざるところなりき。

洋服部は丸の内別館の三階にあり、高橋忠太郎氏を主任とし、技工九十八名と百餘の徒弟を常勤員とし、他に特別契約の下職あり、下職は自宅にありて一著幾何の請負にて裁縫に當る、技工中には十人内外の日給者あり、他は下職と等しく請負賃銀なれども常備の故を以て店員たり、且一ヶ月皆勤者には稼高一割を賞與として支給され來れり。

賞與の恩恵に對し、技工が負擔すべき義務は無届缺勤延滞に基く解雇處分以外に、裁縫に過失あり